

令和6年11月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和6年11月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（17名）

1 番	玉 造 一 雄	2 番	安 藤 和 利
3 番	山 中 悦 朗	5 番	宮 本 清 美
6 番	坂 本 正 行	7 番	鈴 木 茂
8 番	池 田 勇	9 番	境 政 一
10 番	大 塚 徹	11 番	石 津 昭 彦
13 番	池 田 治 和	14 番	田 内 一 郎
15 番	溝 口 竜 生	16 番	間 山 房 枝
17 番	立 花 紀 貴	18 番	高 橋 克 美
20 番	吉 川 弘		

欠席委員（1名）

12 番 原 範 子

事務局職員（3名）

事務局長 岡 野 康 宏 局長補佐 菅 野 裕 之
主 事 山 本 宗 宏

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 議案第5号 地籍調査事業に伴う地目の確認について（照会）
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 報告第3号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
- 報告第4号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
- 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告第6号 制限除外の農地の移動届について

会 議 の 概 要

<開会：午後３時３０分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は１７名であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和６年１１月の神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。本日の欠席委員でございますが、１２番原範子委員より欠席する旨の届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第１「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に、１３番池田治和委員、１４番田内一郎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、日程第２、議案第１号ないし議案第５号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第１号、農地法第３条の規定による許可について（１）所有権の移転について、番号１を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第１号、農地法第３条の規定による許可（１）所有権の移転、番号１について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号１の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、自家消費のため申請地を贈与より取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター１台、トラック１台で、農作業に従事する日数は年間１５０日、耕作計画はネギ、いも類、葉物です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。１７番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。先日現地確認を行い譲受人に話を聞きました。譲渡人と譲受人は御兄弟で、譲渡人は体調も悪く維持管理が難しくなっていくなか、弟である譲受人に所有権の移転をしたいとのことです。現状は農作物を作っており、担当委員としては特段問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、農地法第4条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号の申請人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、営農型太陽光発電設備の設置による支柱の基礎部分にかかる対象地の一時転用に伴う許可申請であり、一時転用の期間は許可日から10年間となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明でございますが、隣接委員である溝口委員に説明をお願いします。15番溝口竜生委員。

15番 はい、15番溝口です。当該案件についての詳細は事務局の説明のとおりでございます。営農型太陽光発電設備を設置するため、一時転用許可を受けるものになります。先日、現地にて説明を受けまして、申請者は太陽光発電パネルの下部の農地で千両の作付けをする予定とのことです。隣接担当委員としては許可相当だと思われませんが、皆様の更なる審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
ここで、暫時休憩いたします。

<休憩：午後３時３７分>

<再開：午後４時００分>

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長 次に、議案第３号－１、農地法第５条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第３号－１、農地法第５条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第３号－１の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、店舗併用住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。１６番間山房枝委員。

１６番 はい、１６番間山です。１１月８日に現地確認をいたしました。本案件につきましては、店舗併用住宅の建築に伴い所有権の移転をしたいということです。担当委員としては問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号－2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号－2、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号－2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。5番宮本清美委員。

5番 はい、5番宮本です。先日、現地確認をいたしました。現地は、お寺に隣接しており、耕作していない状態のため、自治会が駐車場で使用するという使用目的であり、担当委員としては許可相当と思います。皆様の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号－3、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号－3、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号－3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、贈与による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。9番境政一委員。

9番 はい、9番境です。現地調査を11月8日に行いました。申請内容につきましては事務局の説明のとおりであります。申請者は、結婚を機に自己住宅を建築するため、日当たりの良い場所であり父より譲り受けることとなりました。申請地は、農用地区域外で区域指定地内であり、住宅地等に隣接しており開発行為許可申請済みとのことなので、やむを得ないと判断いたしました。委員の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号－4、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号－4、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号－4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、貸駐車場ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。7番鈴木茂委員。

7番 はい、7番鈴木です。先日、現地確認をいたしました。譲受人は申請地の隣で約50年以上も修理工場を営んでおり、敷地が手狭になったことから、駐車場として申請に至ったものです。申請地は耕作しておらず、耕作放棄地の解消にもなるので問題ないと思います。更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号－5、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号－5、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号－5の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。16番間山房枝委員。

16番 はい、16番間山です。内容については事務局の説明のとおりです。申請地は、先程の議案第3号－1で審議された土地の隣接地で、現況は耕作しておらず、周辺は住宅街化しておりまして、担当委員としては許可相当と思います。更なる審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号－6、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号－6、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案

第3号－6の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は貸駐車場ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。1番玉造一雄委員。

1番 はい、1番玉造です。11月15日に現地を確認しました。譲渡人は、4年ぐらい前に夫を亡くしてから今回申請地の農地が耕作放棄地の状態であったため、譲受人が貸駐車場として利用することになったものです。担当委員としては何ら問題ないと思いますが、皆様の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第4号、神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第4号、神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、議案書に記載されている1筆について意見が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は、議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。

議 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第 5 号、地籍調査事業に伴う地目の確認について（照会）を議題といたします。本案件について、14 番田内一郎委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づき「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、審議終了まで退席をお願いします。

議 長 それでは、坂本農地部会長に現地確認調査について、説明を求めます。
坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第 5 号、地籍調査事業に伴う地目確認の調査結果を報告いたします。現地調査日は 11 月 8 日金曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部会長、鈴木委員、事務局 2 名と私の 6 名で行いました。なお、地籍調査課職員 3 名が立会いました。地籍調査課より照会のありました太田地内の 46 筆の土地について、番号 18 の土地については、砂利採取法による認可及び農地法第 5 条による一時転用許可をしており、事業終了後は農地として復元する予定のため、農地と判断しました。また、番号 35 の土地については、庭木が植えられており、畑の状態であることから農地と判断しました。その他の土地については、地籍調査課の願出地目のとおりであると判断いたしました。委員の更なる審議をお願いいたします。

議 長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。ここで、議事参与の制限を解除し、田内委員の着席を認めます。

議 長 次に日程第 3、報告第 1 号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1ないし番号3の調査にあたっては、先程の議案第5号と同様に行いました。また、担当地区委員の境委員は現地で合流しました。最初に、番号1太田地内の農地の状況は、雑木等の繁茂により荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号2溝口地内の農地の状況は、狭小地であるため非農地と判定いたしました。次に、番号3溝口地内の農地の状況は、碎石が敷かれ資材置場となっていることから非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書について、報告第6号、制限除外の農地の移動届についてを一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年10月30日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年11月5日に届出があり受理しております。続きまして報告第3号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的はマンション建築であり、令和6年10月16日に届出があり受理しております。続きまして報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第4号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は建設資材及び車両置場であり、売買による所

有権の移転ということで、令和6年10月11日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年10月17日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号3についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は進入路であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年10月17日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号4についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は進入路であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年10月30日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号5についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年11月5日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号6についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年11月7日に届出があり受理しております。続きまして報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、農地法第18条第6項の規定に基づき、神栖市農業委員会へ通知があったものでございます。通知人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。なお受理件数は15件で、番号1につきましては令和6年10月11日、番号2から番号15につきましては令和6年11月5日に受理しておりますのでご報告いたします。続きまして報告第6号、制限除外の農地の移動届について、事務局よりご報告いたします。報告第6号、番号1についてご報告いたします。当該届出につきましては、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第1項第5号に定める場合に該当することから、法令に基づき農地法の制限除外が適用されるため、令和6年11月11日に届出があり受理しております。なお、当該届出の届出人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。

議長　ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。
ここで、暫時休憩いたします。

<休憩：午後4時23分>

<再開：午後４時４８分>

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長 意見がないようですので以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これもちまして、令和６年１１月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後４時４９分>